第4回 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 議事録

1. 概要

日時:平成28年11月4日(金) 18:00~20:00

場所:電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室A·会議室B·会議室C

出席者:

大山 力 座長 (横浜国立大学大学院 工学研究院 教授)

秋元 圭吾 委員(公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員)

市村 拓斗 委員(森・濱田松本法律事務所 弁護士)

大久保 昌利 委員(関西電力株式会社 電力流通事業本部 副事業本部長)

岡本 浩 委員(東京電力ホールディングス株式会社 常務執行役 経営技術戦略研究所長) 沖 隆 委員(株式会社F-Power 副社長)

菅野 等 委員 (電源開発株式会社 執行役員 経営企画部長)

鍋田 和宏 委員(中部電力株式会社 執行役員 グループ経営戦略本部 部長)

松村 敏弘 委員(東京大学 社会科学研究所 教授)

磯川 晃邦 委員代理(株式会社みずほ銀行 産業調査部 資源・エネルギーチーム 次長)

山影 雅良 オブザーバー (資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長)

曳野 潔 オブザーバー (資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力需給・流通政策室長)

小川 要 オブザーバー (資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室長)

恒藤 晃 オブザーバー (電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課長)

石川 浩 オブザーバー (電力・ガス取引監視等委員会事務局総括企画調整官)

欠席者:

牛窪 恭彦 委員 (株式会社みずほ銀行 産業調査部長)

議題:

- (1) 事業者ヒアリング
- \cdot F Power
- (2)経過措置等について
- (3)間接的送電権等について

資料:

- (資料1) 議事次第
- (資料2) 事業者ヒアリング(F-Power)
- (資料3) 経過措置の在り方について
- (資料4) 連系線利用ルール変更に伴い手当を検討する「間接的送電権等」について

2. 議事

事務局電力広域的運営推進機関石坂企画部部長より、出席者の紹介及び議事次第の説明が行われた。

(1) 事業者ヒアリング (F-Power)

議題(1)事業者ヒアリングについて、株式会社 F-Power 沖委員より、資料 2 に沿って説明が 行われた。

○ 沖委員

- 前回多くの事業者の発表のあとで最後の1社としてプレゼンが遅くなってしまい、申し訳ない。今日は最後の事業者として、資料2に基づいて、これまでのご質問に対する意見を発表させていただく。
- まず、2ページの「間接オークション導入に伴う課題」についてだが、現在弊社の特に中長期の契約の電源は基本料金と従量料金の2部制が中心になっている。連系線を介する電源については、これまで差金決済の契約を行ったものが実際にあるので、従量料金については契約の中で市場の約定価格との差額を調整するということを契約の中にきちんと織り込んでいる。毎月差額調整を行ったうえで料金の決済を行っているのが実際の契約の中にある。差金決済についてはある程度の経験をもっているので可能だと思う。
- 次に燃料に関して、発電事業者と燃料の供給者との間の調達契約は、燃料の制約条件がついており、燃料の供給者にとっては会社全体の調達量に対して発電所の調達の規模がどれくらいの比率を占めているかということは、その影響度合いによって違ってくる。燃料の調達サイドの規模や、調達計画などを考慮した契約の公開が今後必要になると思うが、見直しについては基本的には数カ月程度あるいは1年以内を目途として進めていけたらと思っている。
- 今後の契約については、新たな契約の電源でも燃料制約を緩くする交渉を我々は既に進めている。 その意味では、先取りしながら燃料制約の少ない契約を進めていきたい。このような契約をすること によって、エリア内での供給力と考えていた電源を、今後はエリア外に向けても供給する可能性が拡 がることを期待している。
- ◆ 次に、新規電源の資金調達について、我々がよく使うのはプロジェクトファイナンスだが、銀行などのレ

- ンダーに対し、間接オークションの正しい情報を提供し理解していただかないといけない。それによって 円滑な資金調達ができる一つの要因にもなる。広域機関等関連する組織からの正しい情報の発 信が必要であり、ぜひお願いしたい。
- 二つ目のシステムの見直しに関してだが、弊社としては間接オークションについてのシステム構築は不要と考えている。運用については需給管理・リスク管理を念頭におきながら、新たな運用対応の研修などを通じて数か月程度で対応可能と考えている。
- 金融的送電権への対応だが、JEPX や広域機関などのシステム整備に準備期間が依存することが 予想されるので、移行時での混乱回避のための準備期間の十分な確保と利用者などへの周知の 徹底をお願いしたい。
- 次に、今日議題になった経過措置についてだが、現行の先着優先に基づく連系線の送電権については、間接オークションの制度の実施と合わせて、基本的にはすべての利用者を公平に扱うべきと考えている。メリットオーダーによる効率的な流通システムへの移行を早く実施していただきたい。それが最終的には卸取引市場のさらなる拡大のきっかけになることを期待している。
- 現状では、日常で発生している市場分断などの詳細な情報がわれわれにはほとんど見えない。今後、 公平なルールが整備されれば、連系線混雑情報の透明化が期待できる。
- 経過措置の論点について、どのような視野で考えればよいのかを b の箇所にまとめている。これまでの議論では、経過措置の必要性を主に投資回収の担保する位置づけで考えていたが、仮に電源に投資を継続し続ければ、経過措置が継続する論理にもなる。そもそもそのような議論が適切かについても考えていただきたい。また、投資以外の問題として、燃料契約の問題がある。稼働率の低下のペナルティの問題である。エリア外供給電源として連系線増強負担をセットで作った電源が中にはあると聞いており、送電線の特定負担の考えに相通じるものが問題としてあるのではないか。このような事情を踏まえたうえで、経過措置について意見を集約し、できるだけ早い時期での制度移行を考えていただきたい。
- 4ページからは連系線利用のルールへの意見をまとめている。系統利用者が連系線を公正に利用するためのルールづくりの基本的な考えとして、分かり易い運用と公平で透明性の高いコスト負担のルールを作っていただくことが必要である。結果として、連系線の効率的な利用につなげることを念頭においている。
- 費用負担については、公平な状況開示に基づく平等な競争環境の維持も、重要な要素として認識している。公平な情報を開示することで、我々自身が、例えば送電権などの実際のリスクとリターンに関する内容を適切に把握でき、公平かつ平等な競争環境を維持できるのではないか。
- 4番目に「供給信頼度の維持」を書いているが、それが重要だということだけではなく、あらためて系統の供給信頼度も含めて再度の検討をしていただきながら、利用ルールを構築していただきたい。 現状の供給信頼度の考え方がベストか否かも考慮に含め、検討いただきたい。
- 最後に、留意いただきたい点として5点を挙げている。間接オークションの仕組みについては、今後 新たな制度ができつつある、あるいは検討され、今後作られる新たな制度との整合性に配慮を頂き たい。また、システムの構築については、今回、新組織、新制度でかなりの混乱があったため、移行

時に生じた混乱の回避をお願いしたい。FTR の運用については、利用者のリスク・リターンの整合性と公平性を確保できるよう運営ルールの設置を配慮いただきたい。

- 例えば、時間的な粒度に関しては、どの程度考えているか、オークションの回数や時期がどうあるべきかなどの詳細事項を制度に織り込み、正しい情報をあげていただきたい。現状ではシステム対応が可能であるとの見解をいただいているが、具体的な設計はまだ決まっておらず、また、どのようなシステムが構築されるのか、こちら側は一切把握していない。その意味では、どのようなものがシステムとして対応可能なのかも含め、商品設計に関する情報もできるだけ正確かつなるべく早く教えていただきたい。
- 地域間連系線の建設経緯、あるいは電力安定運用のための歴史を鑑み、公共の財として脈々と 続いている大変重要なものであることを考えると、これまでの電力会社の努力に対して敬意を表しつ つ、今後公平な競争から生まれる削減コストをいかに需要家に還元できるかを前提として進めていく ことが重要である。
- 以上の事業者ヒアリングに関して、委員・オブザーバーからの発言及び質疑応答は特になかった。

(2)経過措置等について

○ 議題(2)経過措置等について、事務局下村事務局長補佐より、資料3に沿って説明が行われた。

(3)間接的送電権等について

- 議題(3)間接的送電権等について、JEPX國松企画業務部長より、資料4に沿って説明が行われた。
- JEPX 國松企画業務部長
- 先ほどご説明のあった論点 2 の部分とほぼ重複する形となるので手短に説明する。間接的送電権等という形で整理いただいたものだが、大きく二つに分かれる。先ほどよりご説明いただいている経過措置、連系線利用ルール改定に伴う補償措置、経過措置の議論と、取引対象たる間接的送電権の議論を分けて議論しなければならない。まず、議論を急がなければならないのが、経過措置をどのような形で付与をするかに関してである。その経過措置は、先ほど説明があった通り、私ども JEPX が無償で補償対象者を決めて、日々精算していく仕組みをとる。支出元に関しては私どもで挙げる市場間値差収入となる。この点に関しては、行政との調整が必要となるが、ご理解いただいたうえで、

- 払い出しの仕組みを実現してまいりたい。勿論、経過措置を誰かに売ることが不可能な形で設計する。また、オブリゲーション型については、先ほど説明があった通りである。
- 取引対象としての送電権に関しては、実際どの程度の値差が発生するか分からない限りでは、取引を行ったとしても値がつかない。市場分断の趨勢を見極める必要がある。間接的オークションの導入後、少なくとも 1 年程度は、市場間値差がどの程度発生するのかを見極めた上で、検討すべきではないか。これは私ども取引所だけではなく、例えば電力先物を取扱おうとしている東京商品取引所でも取引可能な部分ではあろうかと思われる。どの主体が扱うのが最も適当かを議論していく必要がある。
- 最初に議論すべきは経過措置、補償対象をいかに定めるかである。まず間接的オークションの実現を、その後、状況を見据えつつ間接的送電権等の商品化について順を追って検討を進めるのが適当である。補償の具体的な流れとしては、現在広域機関が扱っている連系線利用計画をそのまま流用し、データを取引所に送っていただく。すると誰が利用しているのかという情報を取引所で把握できる。市場が分断した際には、それに応じて私どもで計算を行い、事業者に対して支払い請求を行っていく。これらについては、それほど苦労なく出来るのではないかと考えている。その意味では、システム改修コストは大幅にはかからないのではないか。これまでのスポット取引の精算書とは別に、経過措置精算書とでも呼べるものが出来上がり、振込請求、支払い実行が確認できる仕組みの実現を考えている。
- 私の方からは以上である。何はともあれ、経過措置の扱いが議論の中心であると考える。
- 委員・オブザーバーからの発言及び質疑応答が行われた。

○ 菅野委員

- 今日の議論の中心は経過措置の有りようだと思う。事務局資料で経過措置の有りようについて発電側の投資回収に着目してまとめていただいた。このまとめに関しては、私も適切だと思うし、非常にありがたい。前々回の検討会で、私どもからも意見を表明させていただいた。その中では、事務局資料の案 3 にあたるものだが、経過措置として現行ルールの 10 年を提案させていただいた。これは当然、投資回収を含む電源の利用計画がまずあり、その上で現行ルールも踏まえた意見とさせていただいた。
- もう一つ、今回ずいぶん深掘りをしていただいている経過措置を与える対象の議論についてである。 今回の提案の中では、経過措置は基本的には小売の側に付与し、発電と小売の両事業者で協 議をした上で、合意があれば発電側への付与もありうるというまとめをしていただいている。しかし、もと もと経過措置は、既に経緯をもって連系線容量を使用していることに関しての一定の保護措置であ る。少なくとも ESCJ 設立以降だけを考えても、今年の3月までは発電所も特定されて、この発電 所からこれだけの容量をこの連系線を通すという申込みとなっている。この相対契約があっての経過 措置だと思うので、今回の整理として基本的に小売に付与することとし、両者で協議をしなさいとい

うことと受け止め、真摯に協議をさせていただきたいと思う。しかし、経過措置が与えられているのはやはり相対契約が存在するということに関してだということを、是非、今後の整理の中でクリアにしていただきたい。ここにもかなり困難な交渉と書いていただいているが、差金決済に契約を移す、契約を変更するということになると差金決済の在りよう、例えば元々ある水準の問題、二つのエリア間で電力価格の値差が容易に想像し得る場合、どこに決済価格を置くかという水準がかなり議論になる。また、二部料金制をどう考えるのか、燃料費の調整をどうするのかという幾多の議論がある。その際に小売り側が容量を持っているのは当然だという形で交渉に臨むのは、正直なところ発電側は最初から一定の不利な条件が与えられていると考えざるを得ない。是非、相対契約があっての経過措置だということについての整理をしていただきたい。

○ 岡本委員

- 幅広い論点をまとめていただき、ありがたい。最初には各論について、次に、総論に対する見解を述べさせていただく。
- 各論については、20ページでご指摘いただいているのが、原契約等で、金銭的リスクの変化があっても直ちに事業者間の協議が困難とはいえないと書いていただいている。実際に計画値同時同量制度が導入された時に電源紐付けも廃止されたため、そこに制度変更がそもそもあったという考えで書かれている。しかし、私どもが申し上げていたのは、元々、広域メリットオーダーに早く移行しようという中で、原契約がメリットオーダーで見て安価な電源の場合に、特に移行措置が必要だと思っている。安価なものなので、広域メリットオーダーでそのまま運転されるといっても、結果として混雑料金の支払いが必要になるという場合であり、安価な電源の場合は電源の紐付けを廃止しても差し替えをする可能性は基本的には低い。特に1.に書いてある内容は、こちらのイメージとは相違があることは申し上げたい。
- 差金決済契約に移行していく中で、元々安価な電源であったものが、混雑料金が追加的に発生 するということなので、そこについての発電事業者、小売事業者双方での協議に、やや難しいところが あるのではないか。
- 総論については、23 ページのまとめの部分、2.で段階的な導入の提案を事務局からいただいている。 私どもやはり高い電源が連系線を抑えているというようなことがあって、広域メリットオーダーに必ずしも なっていない可能性があるということについて、早い段階で間接オークションを導入すべきだと思う。そ の際、間接オークションと同時に経過措置の付与をスタートしていただきたく、その面では経過措置に 入る第一段階では、金銭的なリスクは現行と同等としていただきたい。そうであれば、第一段階への 移行が可能になってくる。実際に保護されるべきは、どちらかというとお客さまであると思っている。例え ば弊社エリアのお客さま、これは弊社だけでなく新電力の弊社エリア内でのお客さまも含まれるが、皆 さん実は東北・東京連系線の増強費用を負担されていると思っているので、その負担されているお 客さまが尚且つ混雑料金が掛かった時に、その混雑料金を払うというのは合理的ではないのではな いかと考えている。おそらく PJM の ARR というのもそのような制度設計になっている。実際にお客さま がスイッチして元の小売事業者から移っていけば、それに応じて ARR の権利も他の事業者に移転し

ているというのが PJM のやり方なので、一定の合理性がある経過措置になっていると思う。基本的には発電設備が競争力があるのかどうかと、それは市場の中でいずれ競争力のないものは淘汰されていくが、仮に実態とその市場での入札に乖離があったということで、見かけ上運転しているが実際にはそうでないということがあるとすればそれは好ましくない状況である。経過措置を受けている系統利用については、入札価格というのを監視していくということもあるのではないか。何故その権利を担保しているかということにも繋がり、結果としてお客さまを保護するという観点だろうと私は思っている。それが正当であるかどうかは、入札価格が適切であるのかどうかと関わっている。経過措置についてはそういったことを考えていただきたい。第一段階から第二段階、いわゆる間接的送電権を新規に発行されるというところに移行していく段階では、ご提案があったような市場の混雑も含めた約定の状況であるとか、実際に混雑費用はどんな風になっているのかが重要である。私どもでは、間接的送電権等の導入時に、結果としてJEPXに蓄積される混雑費用、送電権オークションの収入の扱いを早く明らかにしていただく必要があると考えている。合理的なものを設定していただき、それが早く見える形にしていただきたい。また、特定負担の場合の権利の内容も併せてご検討いただきたい。また、経過期間第一段階から第二段階に移行される場合、突然となると私どもにとって中々難しいと思うので、例えば3年前といった時点で周知をいただいて移行していただきたい。

○ 松村委員

- 最初に、今の岡本委員の説明は私にはまったく分からなかった。お客さまのためだという理屈をもう少しちゃんと教えて貰えないか。いつも同じ例を出しているが、液石税の税率が仮に上がったとすると、税金が上がるなんて思わずに投資していた人にとっては確かに不利になるだろう。また、税金が上がれば当然その分コストが上がって顧客の電気料金も上がるだろうが、だからといって何故、既に発電機を持っている人に対しては液石税が優遇されなければならないのか、理屈がまったく分からない。お客さまのためという点に関して、もう一度説明していただきたい。
- 次に、この事務局の資料だが、明らかに経過措置が必要だといっている方に偏った整理になっているのではないか。私はとても不満である。第一に、経過措置が不要と言われている訳だが、新システム作るのに3年は掛かる。経過措置なんてその3年もあれば十分だろうというのが、分類からすると経過措置不要になっている訳だが、なぜそんな風に呼ばれなければいけないのか。3年もの長期の経過措置を認めているのに、非常に偏ったネーミングではなはないか。もちろん、本当に文字通り不要という主張もあり得るが、経過措置が不要でなくても10年なんてとんでもない、長過ぎるという論理と、経過措置が不要という論理は原理的にだいぶ違う話。この整理の仕方は勘弁してほしい。
- 次に、スライド 22 では「現行ルールの下」と書かれている。しかし、まるで今回議論がなければ今までのルールは当然にずっと続くというのがデフォルトで、そこから変わったら金銭的な負担が発生すると書かれている。それは勘弁してほしい。半永久的に、とはどういうことか。今までそのようなルールに基づいてやってきたというのはそうだが、ルールが未来永劫変わらないというのは、事業者は当然予見することなのか。そもそも ESCJ が発足する前の段階から先着優先は、極めて不公正という議論はずっとあった。それでも既得権益を持っている巨大な勢力の人たちが抑え込んで、このようなルールにした訳で、

その後もずっと見直すべしという議論はあったのにもかかわらず、当然にこれが続くはずだ、続くことがデフォルトのルールだと理解して、それを基準とするのは一体どういうことか。そこを基準にすれば、未来永劫保護しない限り金銭的負担は発生する、という整理はちょっとどうかしている。勿論、未来永劫保護するのが適切だと書いていない、という意味では、とても適切な提案だとは思う。しかし、事業者の集まりで議論している限りでは良いかも知れないが、本当に国民の目に触れたときに、これがまともな整理と取られるかどうか、少し考えていただきたい。

次に容量メカニズムとの関連に関しても、よく理解できなかった。容量メカニズムが出来た時には見直 すということなのかということと、そこの議論を早くすべきとの主張と思うが、前者がいまひとつよく分から ない。容量メカニズムは基本的に連系線を跨いだ事業者だけでなく、域内で取引している人たち、 連系線を使っていない人たちにも適用されるもの。かなり次元の違う話、容量メカニズムが出来たら 経過措置を見直すという性質のものではないと思う。しかし一方で、よくよく考えてみると関連してい るかも知れないとも思った。両者に共通して投資の予見可能性という問題がある。ルールが突然変 わって損失を被るなら、それを補填してくれということであるとするならば、逆に容量メカニズムが出来 るということを全く想定しないで出来た電源が、容量メカニズムが出来たことによって利益を得るという ことなら、それを吐き出せということを要求する逆の経過措置が当然考えられる。今後、容量メカニズ ムの議論が出てきた時に、例えば総括原価と地域独占に守られていた時代につくられた電源は、容 量メカニズムで払われたお金は経過措置として取り上げて、別の目的に使う。ただし、経過措置なの で、ここで仮に10年認められるとすれば、それと同じような10年間は取り上げるという制度設計が 自然という関連があるのかと考えた。それであれば、関連しているのかも知れない。いずれにせよ 10 年などという経過措置が簡単に認められるとするならば、容量メカニズムが導入された時に、それが全 く逆にそんなことを想定もしないで投資した訳だから寄こせというような議論が出てきたとしても、よもや 10年の経過措置を主張したJパワーや旧一般電気事業者や10年もの経過措置を支持した中 立者が反対するようなことはないと思っている。そのような議論を本当にしなくてはいけないのかどうか もきちんと検討したうえで、本当にこの長期の経過措置が必要なのかを考える必要がある。

○ 岡本委員

- 先にご質問のあった一点目、お客さまの権利であると申し上げたことについて説明する。前回や前々回の検討会での私の説明が悪く、皆さんに伝わってないようなので、もう一度 PJM に対する私の理解も含めてご説明する。
- 現状、東北電力と東京電力の間には連系線の増強コストの一部を東京電力エリアの全てのお客さまが託送費を通じて負担されている。そのため、東京電力エリアのお客さまは弊社から電気を購入するか否かに関わらず、実はある意味で、東北エリアにある安い電源から電気を買えるだろうという期待の下で連系線の増強コストの負担ルールが決まってきた。私ども東京電力の小売りのお客さまではなく、東京電力の託送のお客さまは、実は連系線の増強コストを負担されていた訳なので、今回制度変更があり、混雑費用を更に払うということではないのではないかということを申し上げている。PJM でどのように運用しているかをご説明すると、PJM では Native Load という言い方をしている。

LMP に基づく混雑料金が入る前のお客さまについては、託送料金を通じて系統増強コストを払っているため、この分が小売事業者を通じていわゆる ARR という形で払い戻しがなされている。小売事業者の場合、当然顧客の移動があるため、お客さまがいなくなればその権利はお客さまに付いている。要するに、ARR は小売会社に紐付いている訳ではなく、お客さまに紐付けた権利として整理されている。よって、Native Load に対する保護が必要ではないかというのが PJM の方法であり、それと同じようなことが考えられるのではないか。これはあくまで弊社の小売りのお客さまに対して永久的にと申し上げているわけではない。何らか増強コスト、これから特定負担をされる方との関係においてどのように整理するかというのは別として、少なくとも託送費を通じて連系線増強コストを払っておられることに対してどう考えるのかという論点がある。これはあくまで PJM の例なので、日本ではどのように整理するかという問題はあるが、そういう意味で申し上げている。

○ 松村委員

● お客様のためだという説明が分からない。権利に対して東京電力に与えたときには東京電力管内のお客様の利益になって、そうしないと不利益になるという理屈がわからない。その権利をただで与えるということはそれだけ収入が入ってこないことになる。失われる収入がある。その収入を、例えば連系線増強の費用に充てることにすると、東京電力管内のお客様の利益にならないのかという理屈が全く分からない。なぜ東京電力に特定の権利のお金を与えると、東京電力管内のお客様の利益になり、そうでないとならないのかという事をわかるように説明してほしい。

○ 岡本委員

● 東京電力という言葉は、東京電力グリッドと小売があり、ややこしく恐縮である。弊社のエリア内にいらっしゃる方はどの電力会社から電気を受け取られていたとしても、東北―東京間の連系線増強コストを負担されている。いったん負担された上に、混雑費用についても結果としてそのお客様が負担されるのかどうなのかということを申し上げている。

○ 松村委員

● 誤解はないと思うが、東京電力管内のお客様と言っているのであって、東京電力のお客様と勘違い しているわけではない。なぜ東京電力に特定のお金をあげると、東京電力の管内のお客様の利益に なるのかわからない、と言っているだけである。

〇 岡本委員

● 東京電力に、というと東京電力限定のように聞こえるが、どういうことか。例えば、PJM と同様に運用するのであれば、東京電力から他電力にスイッチされるお客様がいらっしゃるが、その権利も一緒にはがれるというのが PJM の正義であって、一つの考え方であると思う。

○ 石坂企画部長

● PJM は確かに新規の事業者と既存事業者と分けへだてなく ARR を配賦しているため、その考え方を日本でも忠実に実行しようとすると、経過措置はすべてに与えなければならないということになる。 PJM と同じとすべきということであれば、この議論は全く違うものになってくる。 松村委員が指摘されていることは、もちろんいろんな意見があることを前提に整理していただいているため、他の委員からも意見を頂いた上でまた検討したいと思う。

〇 大山座長

● 私自身も、検討会の前の勉強会の冒頭で、この場には広域機関で既に事業している人しかいない ため、新規参入者がいない場で議論していることを忘れないようにしましょうという話をした。その意味 では、少しそうした点に目を配った考えが必要である。

○ 市村委員

- 大きく分けて4点ほどコメントさせていただきたい。経過措置について、経過措置の付与の在り方について、金融的送電権の名称について、最後に JEPX へ 1 点質問させていただきたい。
 - 経過措置の要否として、資料の 15/20 の結論の箇所には、私としては基本的な考え方に異存は ない。従来から申し上げている通り、現行制度の下で既存の権利が全くないという整理はできない。 まずは、何等かの送電権が既存の事業者に付与されていると整理する必要がある。他方で、だから と言って既存契約期間中ずっと保護しなければならないかというと、これまでの利用登録も公平性や 政策的な観点から一定期間に制限すべきというのは合理的な考え方だと思う。では何年かというと、 非常に悩ましいところである。ひとつの目安としては容量登録の 10 年という目線はある。ただ他方で、 いつの時期からの経過措置期間を考えるかというと、制度が仮に3年後からだとすれば、その3年後 から数えて 10 年とするのか、今から数えて 10 年なのかなど、起算の仕方はいくらでも考えられる。 考え方を整理する必要があると、先ほど松村委員のお話を伺っていて思ったところである。経過措置 の要否について申し上げると、9/20ページの結論には違和感はない。しかし、私の理解を述べると、 「同時同量制度の見直しに伴う電源紐付けの廃止」に関して、たしかに託送制度上は小売り事業 者によって契約を切替えられてしまうリスクが生じているが、基本的に契約で縛っておけば既存の事 業者にとって不利益はない。契約は簡単に切れたり、見直しはできないことから、事業者にとっては 対応する手立てがあったといえる。そのため、特段の経過措置が求められなかったのはある意味合理 的、自然である。また、インバランス制度の見直しについても見通しがつけにくくなったというのはあるが、 これまでの三倍料金は価格がスパイクしたような、45円程度の価格で3%超えると必ず取られると いうことになっていた。それら市場連動という一定のリスクがあるものと比べると、リスクはミニマイズされ ていると考えられる。そのため、ただちに経過措置が必要だったかというと、必要ではなかったという整 理であまり違和感はない。他方で、今回の場合は電源の投資回収に対して直接の影響が与えられ、 かつ何の措置もしないと少なくとも金銭にはマイナスになってくる。何らかの保護を与えるというのは、 逆に言うとこの制度の裏返しとしても、一定程度合理的と考える。

- 7/20 ページの容量メカニズムとの関係について述べる。投資回収の考えからすると、連系線利用者の必ずしも全員についてではないが、場合によっては間接的に動かさない電源の固定費が回収できるメリットはある。これ自体にはそれほど違和感はない。ただ容量市場のところ、かつマストランの電源と考えると、容量メカニズムが導入されると抜本的な見直しが必要かどうかは、その中身次第になると思う。細かい点ではあるが、抜本的な見直しよりも、抜本的な見直しも含めた検討が必要、と規定した方が適切ではないか。また、容量メカニズム導入までこの権利を与えるとするのではなく、基本的な考え方を整理して一定の期間を決めたうえで、容量メカニズムが導入された時点で手当てが必要かどうかを検討するのが妥当。
- 2点目の経過措置の付与について、菅野委員がおっしゃったような発電紐付きの側面は考慮されるべき。相対契約が経過措置期間よりも切れたらなくなる形での経過措置の付与など、両者のパワーバランスをとる事が基本である。事務局が整理したように、基本的には小売事業者に与えられた権利というのは、動かしがたい。場合によっては、相対契約が経過措置期間よりも短い期間で切れたら、その分は権利を与えないといった措置を講じるのも一つの手立てである。
- 3 点目、いわゆる間接的送電権等の名称について、金融的送電権は名称的に誤解をまねく部分があると思う。 値差収益の保全という機能からすると、送電する権利を与えているわけではない。 「送電権」といったところが、一番誤解を与える部分と思う。
- 4点目は、JEPX 提出資料の 19/20 ページ目の箇所についてである。金融証券取引法に基づく 金融商品に該当するという整理をなされているが、必ずしもそうかどうかは議論の余地があるのでは ないか。逆に何らかの確としたお答えがあるのであれば教えてほしい。

○ JEPX 國松介画業務部長

● 金融商品に該当するかどうかについて、確としたものがあるわけではないが、一般的に考えるときにそうなるのではないか。ここは行政の方としっかりつながって頂きながら判断を仰ぎたい。値差がいくらになるかというものだけをターゲットとした取引をするのであれば、一般的に考えれば金融的送電権に当たるのではないかという考えである。

〇 市村委員

● 金融証券取引法は指定されなければ、対象とならないのが基本。その点は整理をする必要がある。

○ 曳野オブザーバー

- 資料4の19/20ページについて。広域機関でまとめていただいたように、間接的送電権等という事で海外でも同様の権利については様々なケースがある。こうした権利取引について外部からも参加を認めるといった制度設計も当然あると思うが、その点については今後の議論が必要と考えている。今後のたたき台としてお示し頂いているので、よく議論させていただければと思う。
- 19/20ページの1番下の箇所で、「市場分断の趨勢を見極める必要はないか」と頂いているが、こ

れまでの議論では、間接的送電権等がセットで入る必要があるというご意見があった。これが速やかにいくように、実証や試験的運用が必要ということであれば、当然そうだと思うが、タイミングについてはむしろ事業者様のニーズも踏まえながらよく検討していく必要があると考えている。

〇 秋元委員

- 基本的に市村委員がおっしゃったことと重複する。私の感想としては 22 ページの最終的な結論に関しては、まったく異論がない。ただ間をどう決めていくかはこれからなので、非常に難しい感触がある。
- 10 ページ目についても、市村委員と同じ感想を持ったが、今議論しているのは経過措置をどうするかの観点からである。間接オークションを導入することによって投資予見性がどう変わるかではなくて、実際に投資回収がどうなるのか、損失があるのかどうかということであり、議論は分けて考えるべき。ここでは投資予見性に影響が及ぶことはこういうことでもありましたということの議論で、今回の議論とは違うので分けて考えるべき。
- また、容量メカニズムについては、容量メカニズムとこの議論は基本的には違う。容量メカニズムには容量メカニズムの目的があって、必ずしも投資が終わったかどうかというのではなく、その後メンテナンスを続けてそのまま寿命を引き延ばすかどうか、なども絡んで容量メカニズムの役割がでてくる。経過措置という部分と容量メカニズムがあとで導入されることで抜本的に変えるという議論は少し違う。まったく関係しないというわけではないが、「抜本的な見直し」が必要という言葉は、言葉としておかしいと思うので直していただきたい。

○ 鍋田委員

- 各論部分とその他について、3点ほどお話ししたい。各論については今の方向で良いと思う。2ページで中部電力から「投資回収に配慮した経過措置」を主張したのは、電力には該当する電源はないため、新規投資した事業者にしっかり納得をしていただくことが必要ではないか、という意図である。
- 2点目は、23~24ページについて、良い制度であれば早めに導入するのが良いと思う。しかし、前回の検討会における弊社プレゼンでも申し上げたが、エリア外電源を供給力としてどのように見込むかの整理が必要である。間接オークション導入のステップも示されているが、私どもが述べたように「経過措置があって相対契約があれば供給力と見込んでもいいのではないか」ということになると、これから作る商品設計の中でも関連する部分が生じると思う。また次年度の供給計画の策定時期が近づいているので、この点は早めに整理していただきたい。
- 3点目は、16ページの名称について、決定権は広域機関にあり検討いただいているところであるが、 海外の例をみると、間接的という言葉を使った例がない。テキサス州やカリフォルニア州は、収益という 言葉を使っていて、これを使うことによって益がでるような言葉になっているが、金融的送電権につい て、私は、市場間値差を補填するという感覚である。17ページに「それぞれが獲得できる追加収益」 という言葉があり、18ページ(2)にも「両者の利益の取扱い」という言葉があり、この権利を持つ と利益を得るような印象を持たれてしまうため、言葉の使い方を検討していただきたい。

○ 佐藤事務局長

- このような結論にした経緯と、容量メカニズムとの関係について、事務局の考え方をもう一度お話しさせていただく。
- 私どもが危惧しているのは、大きな制度改正で全く経過措置がないと、今後もいろんなルールが勝手に変えられてしまうと思われてしまうことである。そうなると、将来的な電源投資に大きな影響を与えてしまうという。今後の投資回収に大きな影響を与えてしまうことは確かに問題ではある。しかし、私どもがより関心があるのは、将来の電源の投資に関してある程度のルールの安定性がないと、電源投資が将来的にされなくなると困るのではないかという点である。松村先生からご指摘があった、これまでと同じで今後もこうなるだろうと考えるのは合理的ではないのかもしれないが、そういう風に考えて、今後も投資をしようと考えてこられた方は、個別ヒアリングをさせていただいた中でも大勢おられた。電源の将来の投資をどう考えるかについて、ある種の安定性を考慮する必要がある。ただ、将来の電源投資に与える影響も考えなければならないので、本日も様々な方のご意見をお伺いしようと思い、具体的な年数は書いていない。
- 将来の電源投資回収や安定性の観点では、少なくとも容量メカニズムは電源投資に関してきわめて大きな影響を与える。きわめて大きな影響を与えるということでは同じなので、19ページのような書き方をした。目的が違うということは、もちろん承知している。電源投資の将来的な可能性の話ばかり書かせて頂いたが、松村先生がおっしゃる通り、消費者の方や電源投資と関係ない方に関しても、公正性・公平性は維持されなくてはいけないということは当然である。今後も、議論を通じて考えてまいりたい。

〇 大山座長

● 以上で本日の議事はすべて終了した。

以上